

文化審議会著作権分科会国際小委員会
報告書

令和5（2023）年1月

目次

1. はじめに	1
2. 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について.....	2
2-1. 海賊版の被害状況	2
2-2. 民間・関係団体の取組	8
2-3. 文化庁の取組	9
2-4. 国際機関（WIPO）の取組	12
3. 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について	13
3-1. 民間・関係団体における課題と取組	14
3-2. 文化庁・関係団体の取組	18
3-3. 国際機関（WIPO）の取組	20
4. 海賊版対策とコンテンツの海外展開の課題と今後の方策.....	21
5. その他の著作権保護に向けた国際的な課題への対応について.....	23

1. はじめに

文化審議会は、令和3年7月19日、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、第21期（令和3年度）及び第22期（令和4年度）の2年間にわたり審議を行っている。

諮問のうち2点目の審議事項「DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策」においては、「新たな技術の出現・革新により、著作権侵害の態様も多種・多様なものに変化している中、今後の著作権侵害に対する実効的救済及び我が国のコンテンツの海外展開について」検討することとされている。

この諮問及び第21期文化審議会著作権分科会における主な検討課題（令和3年7月19日文化審議会著作権分科会決定）を踏まえ、第21期の国際小委員会では、「（1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」、「（2）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」及び「（3）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について」について議論を進め、（1）及び（2）について、それぞれ中間まとめ¹を取りまとめた。

第22期国際小委員会では、引き続き、「（1）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について」及び「（2）国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について」について議論を進めた。なお、我が国のコンテンツの海外展開に関しては、中間まとめにおいて「正規版の流通と海賊版対策は両輪として取り組むことが重要」と言及されていることに留意し、「国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応」の中で併せて審議を行った。第21期及び第22期にかけては、委員及び国内の幅広い関係者の発表やヒアリングを精力的に行ってきた。

文化庁においては、本報告書を踏まえて、関係省庁、国内外の関係団体等と連携しつつ、これらの取組を強化していくことを期待したい。

¹ 文化審議会著作権分科会中間まとめ「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」（令和3年12月）及び「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」（令和4年3月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/62/pdf/93637101_03.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/63/pdf/93683901_03.pdf

2. 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

- 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方については、第 21 期及び第 22 期国際小委員会において、委員による発表の機会を設けるとともに、政府及び関係団体等の有識者からヒアリングを行い、令和 3 年度に 2 回、令和 4 年度に 2 回審議を行った。発表等の主な観点は次のとおりである。

- ・海賊版の被害状況
- ・現在行われている海賊版対策の取組
- ・今後の取組（課題、実施したいが実施できていないこと、新たな展開等）

- 併せて、文化庁実施事業によるインターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト及び相談窓口については、構想段階において、相談対象者、相談内容、求められる機能といった窓口の体制・業務内容や、設置に当たっての留意点等について審議を行うとともに、令和 4 年 8 月末の設置以降においては、更なる相談窓口の充実の在り方について議論を行った。

- 国内外における著作権侵害を抑制し、クリエイターやコンテンツ産業従事者が適切な対価を得られるようにすることは、クリエイション・エコシステムの構築、さらに我が国の文化振興の観点からも重要である。このことについては、第 21 期の著作権分科会で取りまとめた中間まとめ「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」においても、正規版の流通と海賊版対策は両輪として取り組むことが重要であると指摘したところである。

また、同中間まとめでも言及しているとおり、コンテンツの配信に関して海外資本による手段の寡占化が進む中、今後、プラットフォームとの連携、権利者が権利者としての権利を主張できる関係の確保がますます重要になると考える。

2-1. 海賊版の被害状況

- 高度情報化社会によるコンテンツのデジタル化は、コロナ禍における巣ごもり需要などをきっかけに加速度的に進展している。出版物を例に挙げると、平成 26 (2014) 年に売上シェア 6.7%であった電子市場は、令和 3 (2021) 年には 27.8%を占めるまでに著しく成長した。なかでも、電子市場における

コミックのシェアは年々増加しており、今や9割に迫っている²。

- 一方で、こうしたデジタルコンテンツの需要の高まりと相まって、海賊版の被害状況は過去最悪の状況となっている。被害はオンライン、オフライン問わず確認されているほか、侵害されている我が国のコンテンツは、出版、音楽、ソフトウェアなどあらゆる分野に広がっている。また、通信速度の高速化や高機能端末の世界的な普及により、オンライン環境が進化すればするほど、海賊版の被害は拡大する傾向にある。海賊版サイトは、国外のサーバーを使用していることが多く、また運営者が国外に所在する場合もあり、さらに中南米など国外からしか視聴できない仕組みが取られている事例も出てきており、グローバル化している。一部で、被害が減少傾向にある媒体も確認されているが、海賊版サイトは、より巧妙化・複雑化しており、被害は常態化している。国際小委員会において、各分野の委員・有識者から報告があったのは次のとおりである。
- オンライン上の侵害に関しては、令和元（2019）年7月から令和4（2022）年7月の間、日本における海賊版サイトへの月間訪問数の推移は、漫画のオンライン・リーディングサイトの流行により、令和4（2022）年1月に月間5.1億回でピークに達した。これは、大型漫画海賊版サイト「漫画村」による被害が最も大きかった平成30（2018）年3月当時の月間訪問数4億弱を大きく上回る水準を記録した³。その後、オンライン・リーディングサイトへの訪問数は、訪問数の上位3つの海賊版サイトが閉鎖されたため、令和3（2021）年10月から翌年2月にかけて急激に減少した（図1）。しかしながら、閉鎖後も新しい海賊版サイトが急激に生まれては消えており、一進一退の状況が続いている。

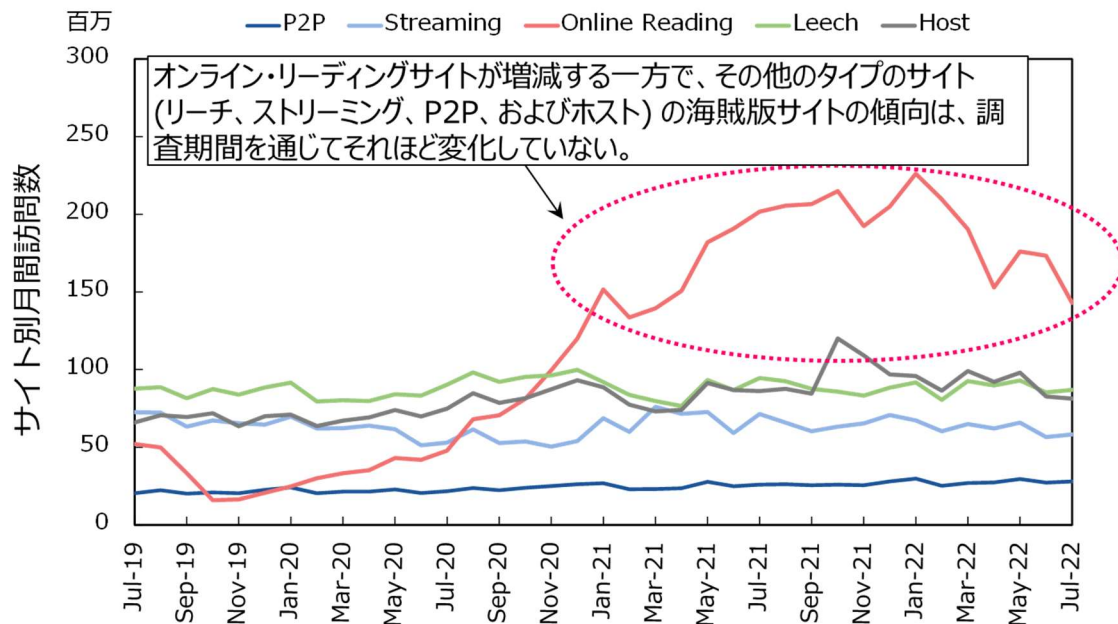
² 出版科学研究所『出版指標年報 2022 年版』

³ Similar Web データに基づく分析。映画、テレビ、アニメーション、マンガ等（音楽除く）を扱う著作権侵害サイトを対象とした調査。なお、海賊版サイトの状況を可視化することは問題解決のために重要であるが、令和4年2月に著作権分科会法制度小委員会にて報告された「改正著作権法の施行状況に関する調査研究」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93682101_01.pdf

において、海賊版サイトへのアクセス数について複数のアクセス解析ツールが提供する「推計値」を並列で分析しつつ、「詳細な推計手法はいずれも非公開であるため、今回の整理ではいずれもどの程度正確な実態を反映しているのか確定することは困難である」とされており、現状では、技術面による制約があることを認識するべきである。

図1：海賊版サイトへの月間訪問数⁴（サイトタイプ別、2019年7月～2022年7月）



出典：令和4年11月21日 第2回国際小委員会 資料2-1⁵

- また、正規版サイトと海賊版サイトの訪問数の推移を比較すると、動画系サイトに関しては、調査対象期間を通じて、正規版サイトへの訪問数は増加傾向にあるが、海賊版サイトへの訪問数は減少傾向にある（図2）。一方で、漫画系サイトに関しては、正規版サイト訪問数が増えても、海賊版サイト訪問数が減少していない（図3）。これは、漫画系サイトの場合、海賊版サイトとの質的な差が生まれにくいことも海賊版アクセスが減少しない理由の一つと考えられる。

⁴ MPA (Motion Picture Association, Inc.)から委託を受け、株式会社Photonic System Solutionsが実施し、電気通信大学が監修。なお、当該調査で対象としたサイト訪問者は日本からのアクセスに限定されている。

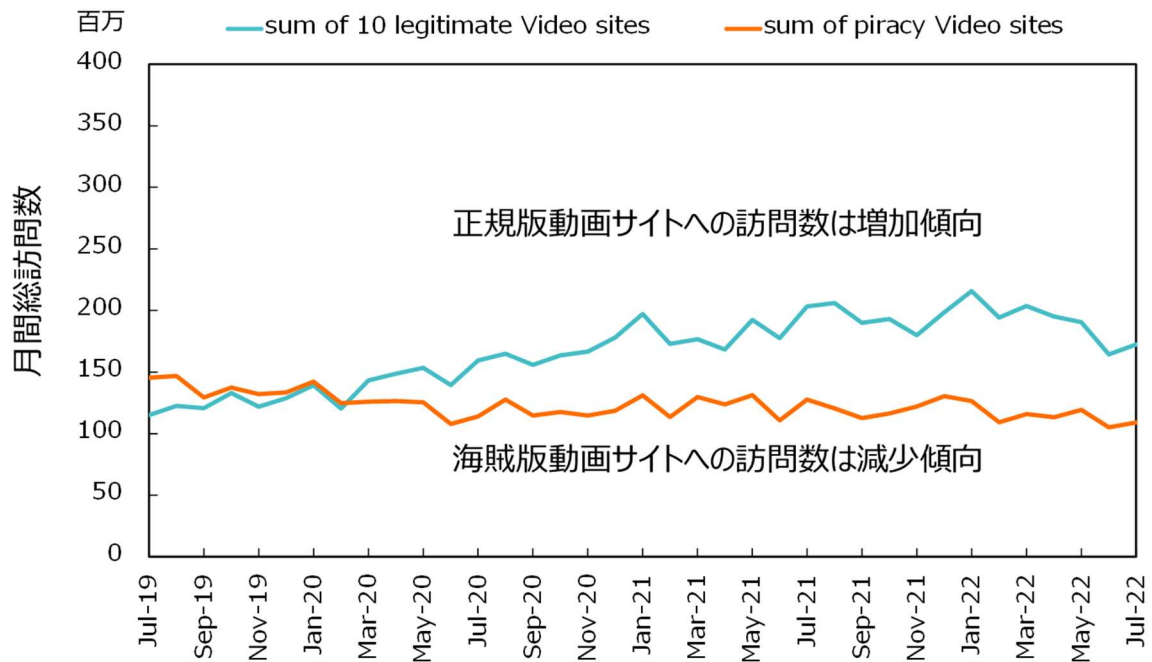
⁵ ・P2P（ファイル共有サービス）：特定のネットワークにつながったユーザー個人が海賊版コンテンツのデータを共有する。特別なソフトウェアやネットワークの知識が必要となることも多く、ユーザーは限定的と見られる。音楽・映像・出版・ゲームなどの海賊版コンテンツに利用される。

・ストリーミング（動画配信サービス）：動画投稿サイトなどにアップロードされた海賊版コンテンツのデータをウェブサイトでユーザーが視聴・閲覧する（海賊版コンテンツのデータ自体はユーザーにはダウンロードされない）。表面上は動画投稿サイトの態様であっても実際には全て又は大半の海賊版コンテンツのデータを運営者自身がアップロードしている動画配信サイトなども存在する。音楽・映像・出版などの海賊版コンテンツに利用される。

・オンラインリーディング：サイト上にアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーが閲覧する。かつて話題となった海賊版漫画サイト「漫画村」などがこれにあたる。現在でも「第2の漫画村」と呼ばれる新たな海賊版サイトが続々と生まれており、正規版流通の大きな妨げとなっている。出版などの海賊版コンテンツに利用される。

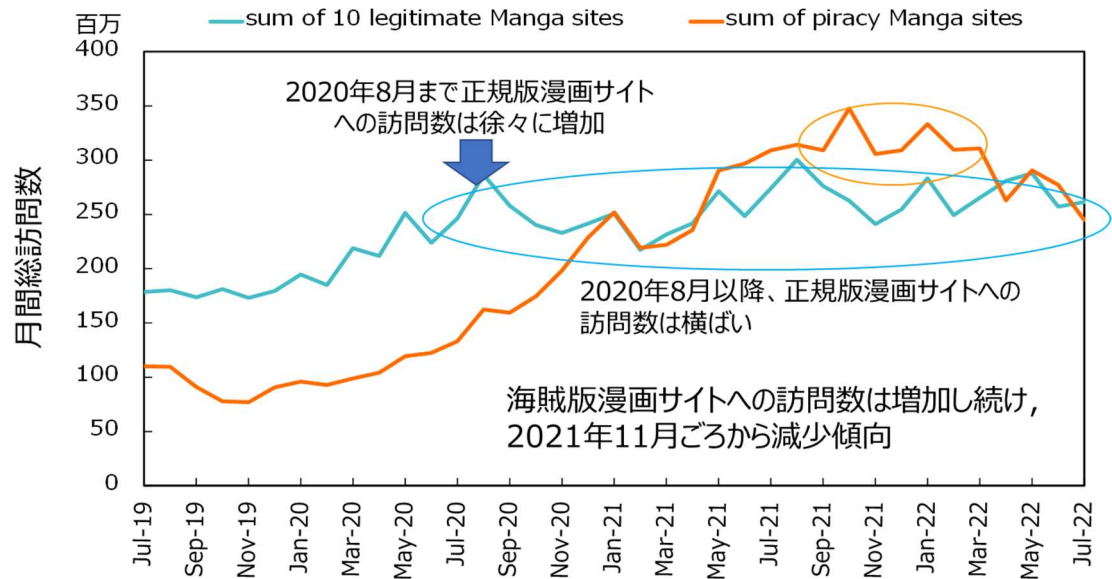
・リーチサイト：サイト上には海賊版コンテンツのデータは存在せず、他の海賊版コンテンツのデータのあるサイトへの誘導をする。複数のサイトへの誘導（リンク）を貼っているものが多い。なお、令和2年改正の著作権法第113条第2項第1号イ及びロにおいては、差止対象となるウェブサイト等として、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの」及び「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの」が規定されている。

図2：正規版動画サイトと海賊版動画サイトへの訪問数の推移⁶



出典：令和4年11月21日 第2回国際小委員会 資料2-1

図3：正規版漫画サイトと海賊版漫画サイトへの訪問数の推移⁷



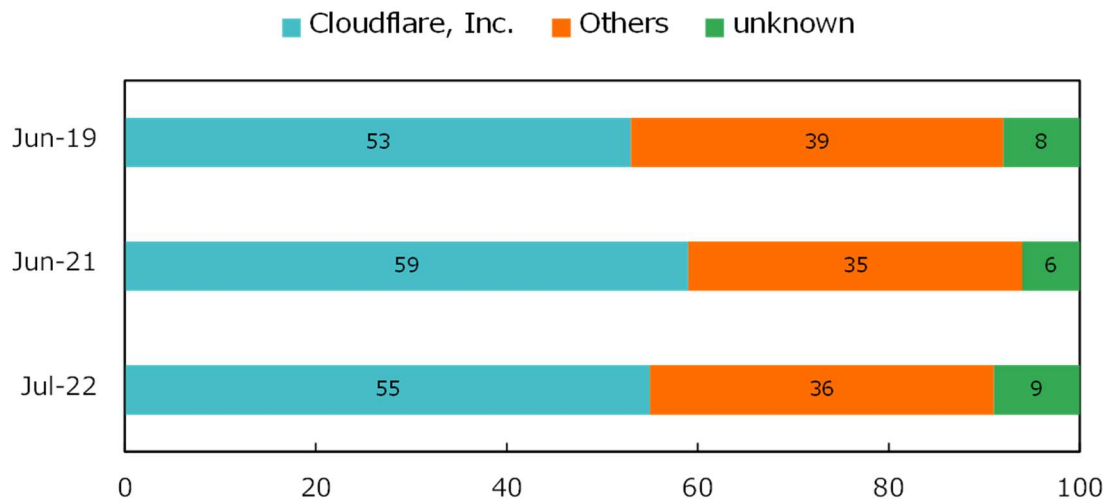
出典：令和4年11月21日 第2回国際小委員会 資料2-1

⁶ MPA (Motion Picture Association, Inc.)から委託を受け、株式会社Photonic System Solutionsが実施し、電気通信大学が監修。なお、当該調査で対象としたサイト訪問者は日本からのアクセスに限定されている。

⁷ MPA (Motion Picture Association, Inc.)から委託を受け、株式会社Photonic System Solutionsが実施し、電気通信大学が監修。なお、当該調査で対象としたサイト訪問者は日本からのアクセスに限定されている。

- 他方で、令和 4（2022）年に調査対象とされた海賊版サイトの特徴として、訪問数上位 100 の海賊版サイトの IP アドレス管理会社（ネットブロックオーナー）の 50%以上が特定の CDN 事業者を使用していることが挙げられており（図 4）、対策の重要性を指摘する。

図 4：2022 年調査対象海賊版サイトの特徴⁸
（トップ 100 の海賊版サイトで使用されているネットブロックオーナー）



出典：令和 4 年 11 月 21 日 第 2 回国際小委員会 資料 2-1

- 次に、コンテンツごとの被害状況を確認すると、オンラインで流通する我が国のコンテンツのうち、映画、出版、音楽、ゲームにかかるものの海賊版被害額は、令和元年の推計で年間 3,300 億円から 4,300 億円超に上る⁹とされている。
- このうち漫画に関する海賊版被害についてはその拡大が著しく、令和 3 年 1 月からの年間でただ読みされた金額は 1 兆円を超える¹⁰とされている。これは、漫画の紙・電子書籍を合わせた正規版の市場規模約 6,126 億円¹¹を大きく上回っており、正規版の売上に甚大な影響を与えている。令和 4 年に入り、超巨大 2 サイトが閉鎖され、漫画海賊版サイトへの訪問数の合計は半減したものの、大型漫画海賊版サイト「漫画村」最盛期の訪問数の 2 倍の事態が常態化している。また、短期間でドメインを変更する海賊版サイトの出現

⁸ MPA (Motion Picture Association, Inc.) から委託を受け、株式会社 Photonic System Solutions が実施し、電気通信大学が監修。なお、当該調査で対象としたサイト訪問者は日本からのアクセスに限定されている。

⁹ 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) 推計

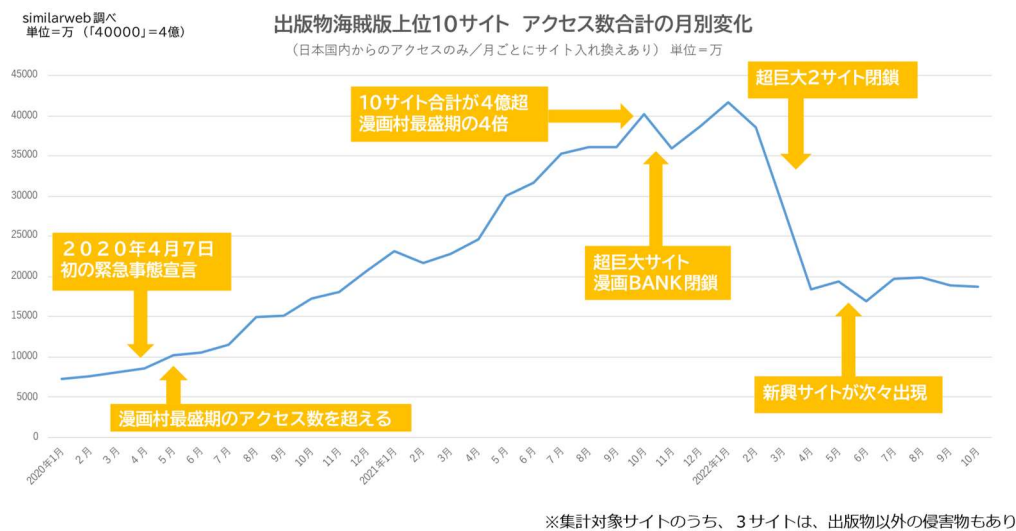
¹⁰ 一般社団法人 ABJ 試算

¹¹ 出版科学研究所調べ（令和 2 年度）

といった巧妙な運営により、短期間で訪問数を激増させる海賊版サイトが頻出しており、危機感は強まっている（図5）。

さらに、英語に翻訳された漫画の海賊版サイトも多く確認されている。このうち、アクセス数上位5サイトは、令和3年12月の段階で海外のユーザーを中心に月間約6億を超えるアクセスを集めているが、これは日本語の海賊版サイトのうちアクセス数上位の10サイトへの訪問数（約3.9億アクセス）を大きく上回っており¹²、海賊版の被害が海外においても拡大していることを示している。

図5：出版物海賊版上位10サイト アクセス数合計の月別変化



出典：令和4年11月21日 第2回国際小委員会 資料2-3

- 音楽分野に関しては、パッケージ販売から音楽配信へと供給手段が推移する中、無許諾音楽アプリによって違法に配信されるケースが増加しており、正規配信市場の成長を阻害している¹³。
- ソフトウェアの侵害については、いわゆるレトロゲームを多数無断収録したゲーム機やビジネスソフト等の海賊版DVDが販売されている。レトロゲームについては、令和3年5月から9月、令和4年3月から8月に削除対応を行ったものだけで推定被害額は28億円相当¹⁴とされる。また、ビジネスソフトの侵害状況については、国外で製造・発行された精巧にコピーされた

¹² 一般社団法人ABJ調べ

¹³ 一般社団法人日本レコード協会

¹⁴ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会推定

ディスクやダウンロード型ビジネスソフトが、オンライン上で多数、不正流通していることが確認されている。

2-2. 民間・関係団体の取組

上述の被害状況を踏まえ、著作権者等、関係団体及び政府等では、それぞれの立場から、あらゆる手段を講じて海賊版対策の取組を進めているところである。

(著作権者等・出版権者の取組)

- 著作権者等及び出版権者においては、コンテンツが違法に掲載されているサイトに対する削除要請、海外での情報開示請求等の訴訟提起、警察と連携した刑事事件化等、継続的に取組を進めている。出版各社の取組を例示すると、ベトナム系超巨大2サイト閉鎖までの対策（関係省庁とも連携）、検索エンジンにおける海賊版サイトドメイン全体の非表示対策（ヤフー株式会社、Google社と連携）、超巨大サイト「漫画 BANK」運営者の中国での行政摘発（CODA と連携）、確信犯的な海外の広告事業者への広告出稿停止要請（CODA と連携）、海賊版サイトにサービスを提供する大手 CDN への訴訟提起、漫画村運営者に対する民事訴訟提起（ACCS と連携）といった対策を講じている。

表 1：最近の主な海賊版サイトに対する法的措置

事案	法的措置
はるか夢の址	・ 2019 年 1 月、運営者に対する刑事判決 ・ 2019 年 11 月、運営者に対する民事判決（原告：出版社）
漫画村	・ 2021 年 6 月、運営者に対する刑事判決 ・ 2021 年 12 月、広告代理店に対する民事判決（原告：権利者） ・ 2022 年 7 月、運営者に対する民事訴訟提起（原告：出版社）
漫画 BANK	・ 2022 年 6 月、運営者の中国での行政処罰確定
ファスト映画	・ 2021 年 11 月、運営者に対する刑事判決 ・ 2022 年 11 月、運営者に対する民事判決（原告：映画会社）
その他	・ 2022 年 2 月、CDN 事業者に対する訴訟提起（原告：出版社）

出典：事務局作成

(関係団体の取組)

- こうした著作権者等及び出版権者による取組に加え、より効率的・効果的に

海賊版対策を進めるため、各関係団体による取組も進められている。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）では、プラットフォームに対する削除要請等、従来の海賊版対策の取組に加え、特に、国際執行の強化を目的にサイバーセキュリティの専門家と連携してサイト運営者やオンラインサービスの特定に注力している。また、侵害者が拠点を置く国において権利行使が不可能な場合は、直接交渉（ノック・アンド・トーク）を実施し、侵害行為の中止を図っている。さらに、悪質な海賊版サイトについては、指定して公表（ネーム・アンド・シェイム）する手段もある。加えて、広告関連団体やプラットフォームと連携し、広告出稿抑止や検索結果表示抑止等の対策を実施している。その結果、中国で海賊版サイトの運営者の行政摘発に成功し行政処罰が科された画期的な事例が出たほか、スペインに所在するオンライン広告配信事業者がサービスの提供を停止することに応じるといった成果も出てきている。

- 一般社団法人 ABJ では、著名なキャラクターを起用した海賊版対策キャンペーンを実施するとともに、正規サービスであることを示す ABJ マークを策定している。また、海賊版サイトリストを作成し、これと青少年フィルタリングやセキュリティソフトを連携させることでユーザーからのアクセスを減らすための取組を進めている。
- 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）では、①実態調査や削除要請等の防犯的対応、②警察による捜査活動への支援・協力、③捜査機関向け講演等の啓発・教育的対応を進めている。
- 一般社団法人日本レコード協会（RIAJ）では、「著作権保護・促進センター」を設置し、動画サイト、無許諾音楽アプリ、オークションサイト等について、違法探索や削除要請等を行っている。また、案件によっては、違法行為者に対する損害賠償請求や刑事告訴等の権利行使も実施している。

2－3．文化庁の取組

- 政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、令和元年10月「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成した。また、令和2年に「リーチサイト対策」、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」を含む改正著作権法の成立・施行など、各取組の進捗を踏まえ、令和3年4月に「総合的な対策メニュー及び工程表」を更新し、政府一丸となって実効性のある取組を進めている。

- 文化庁においては、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」を踏まえ、国内外における著作権保護の実効性を高めるため、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等の取組を進めているところである。具体的には、以下の取組を実施している。

（二国間協議）

我が国のコンテンツの流通の多い中国及び韓国等の著作権担当部局と、定期的に政府間協議を実施している。我が国のコンテンツの侵害事案に関しては、適切な法整備及び運用、取締強化等を要請するとともに、双方における海賊版対策強化に向けた議論を継続し、二国間の連携強化を図っている。令和3年度及び令和4年度は日韓著作権フォーラム・日韓著作権協議を実施した。

（トレーニングセミナーの実施）

我が国のコンテンツに対する著作権侵害が顕著に発生している特定の国・地域において、その状況を改善するため、当該国・地域の政府関係職員等を対象に、著作権侵害の最新状況の紹介や真贋判定に係るセミナーを実施している。また、令和4年度からは当該国・地域と我が国の企業関係者にも対象を広げ、3-2に後述するように、著作権侵害対策と正規版流通の両面から情報交換を行っている。

表2：トレーニングセミナー実施状況

開催年度	対象国・地域	共催者
令和3年度	インドネシア、タイ、台湾、北京、香港	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）
令和4年度	台湾、北京（予定）、香港	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）
令和4年度 ¹⁵	シンガポール、タイ、フィリピン	特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）

※令和3年度はベトナム、マレーシアにおいても実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。

出典：事務局作成

¹⁵ VIPO 共催のシンガポール・タイ・フィリピン向けトレーニングセミナーについては、本報告書 3-2.に記載。

(グローバルな著作権侵害への対応)

侵害発生国の法制度及び取締りの実態等の調査、我が国の権利者が海外で権利行使する際に役立つハンドブックの作成、権利者向けセミナー等を実施している。令和3年度は「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブックー中国編ー」を作成し、令和4年度は同ハンドブックの総論編の情報を更新し、内容を充実させる予定である。

(普及啓発)

国内外における著作権の普及啓発を実施している。国内外で知名度の高いキャラクターを使用し、動画作成やイベント参加等を行ったが、新型コロナウイルスの影響により海外における普及啓発活動はオンライン上のみで実施した。令和4年度については、国内の普及啓発として海賊版対策に係る普及教材を作成予定である。

(相談窓口)

インターネット上の海賊版による著作権侵害等に係る対応について、国内権利者等の権利行使の支援を強化するため、令和4年8月30日に相談窓口を開設した。また、相談窓口の開設に先立ち、同年6月1日には、権利者等が著作権侵害への対応を行う上で必要なノウハウを集約した「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開し、権利行使に必要な情報提供を行っている。

図6：海賊版による著作権侵害の相談窓口



出典：事務局作成

2-4. 国際機関（WIPO）の取組

- 国際的な枠組みによる海賊版対策としては、世界知的所有権機関（WIPO）が情報共有プラットフォームを利用した取組「WIPO アラート」¹⁶を進めている。
- また文化庁は、平成5年度より毎年継続的に WIPO へ信託基金を拠出し、WIPO 協力の下、アジア太平洋地域の途上国における著作権法の整備と条約への加盟促進、著作権侵害に対する取締りの強化及び著作権管理団体の育成等を支援している。例年、途上国の著作権当局職員、執行機関職員等を対象とした著作権保護に関する訪日研修（東京特別研修プログラム）や、途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する訪日研修（集中管理団体実務研修）等を行っているが、近年は新型コロナウイルスの影響により、オンラインで開催できるセミナー等のプログラムを実施している。

¹⁶ 海賊版サイトへの広告出稿問題に国際的な枠組みで対処することを目的としている。侵害サイトのリスト（要警戒リスト）を WIPO へ共有し、WIPO から各国の広告主や広告事業者に周知する仕組み。

3. 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

- デジタル技術の発展等を受けてマーケットがグローバル化し、コンテンツの流通形態が変化しているコンテンツ産業にあつては、海外市場を開拓するとともに、海外企業との契約交渉を通じて、コンテンツの製作や流通に関わる各関係者が、適切な対価を確保することが重要である。
- 「知的財産推進計画 2021」（令和 3 年 7 月 13 日知的財産戦略本部）においても、施策の方向性として、「デジタル化に伴う流通チャンネルの多様化により、コンテンツの海外発信の環境の整備がなされ、海外コンテンツ市場への参入チャンスが到来しているところ、デジタル時代に対応した日本のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題を調査するとともに、世界知的所有権機関（WIPO）への拠出金事業によるアジア太平洋地域の著作権の集中管理団体の機能強化等を通じた海外での著作物利用からの収益向上の支援のほか、著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策について検討する。」と言及され、短期、中期に取り組むことが求められている。また、「知的財産推進計画 2022」（令和 4 年 6 月 3 日知的財産戦略本部）においても、引き続き、同趣旨のことが盛り込まれている。
- こうした背景を踏まえ、主に中小規模のコンテンツ事業者にとって、コンテンツの海外展開を行う際に一助となるようなノウハウの共有や支援が必要であり、第 21 期の国際小委員会では、「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応」について、審議を優先して進めたところである。令和 3 年度に 3 回審議を行い、各回では、幅広く検討を進めるため、様々な立場からコンテンツの海外展開に携わっている委員による発表の機会を設けるとともに、必要に応じて有識者からのヒアリングを行った。主に意見を聴取した観点は、次のとおりである。
 - ・日本のコンテンツ市場の海外展開に関する現状について
 - ・コンテンツの海外展開の成功例、失敗例
 - ・海外でのパートナー企業、他国の機関等の見つけ方について
 - ・海外展開の戦略（どのようなコンテンツを海外展開しているか、流通媒体・流通経路）
 - ・海外展開についての課題（法的課題、流通・契約面、ローカライズに関する課題、ビジネスとしての利益面、翻訳等の技術面等での課題）
 - ・それぞれの事業を行う中で、「海外展開・市場開拓」「人材育成」が最も進んでいる業界、課題があると感じる業界

- ・海外展開を促進するために、今後必要と考える方策について（著作権の観点から）
- また、第 22 期国際小委員会においては、我が国のコンテンツの海外展開に関しては、前述のとおり、中間まとめにおいて「正規版の流通と海賊版対策は両輪として取り組むことが重要」と言及されていることに留意し、国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応の中で併せて審議を行った。

3－1．民間・関係団体における課題と取組

これまでの国際小委員会において挙げられた主な課題と、それに対して考えられる方策等は次のとおりである。

（１）海外展開の戦略を立てる際の留意点

- ・これからの海外展開のキーワードは、グローバルとデジタルである。国境を越えたコンテンツ製作と発信を重要視し、専門性（マーケティング能力、著作権に関する知識と経験、ネットワーク、語学力等）を有する人材がチームとなり、デジタルを使ったマーケティングに基づいてビジネスを展開することが重要である。
- ・海外展開に当たっての作品の価値は、ライセンス元とライセンス先の需給バランスや構造によって変容するため、一般消費者（ファン）へ作品を届ける事を念頭においた戦略が重要である。世界中に作品ファンを増やすことが、マンガ、アニメから派生するゲームやグッズ等の二次展開を可能にし、作品の魅力・価値を多面的に広げることにつながる。
- ・コンテンツを消費者に届けるのが産業の果たす役割であり、その際、どういった配信戦略を持つのか自覚することが必要である。今後、プラットフォームとの連携がますます重要になると考えられる一方、海外資本による配信手段の寡占化が進む中、取引条件の公平感、権利者が権利者としての権利を主張できる関係の確保に意識を持っておくべきである。
- ・様々な種類のコンテンツ（音楽・漫画・ゲームコンテンツ・小説等）を複合的に組み合わせた新たなコンテンツも生まれている。特に個人クリエイターは、いわゆるアマチュアクリエイターというこれまでの概念を大きく超え、

収益化の手法の多様化や二次創作を活用した収益化により、目覚ましい活躍を遂げている。

- ・海賊版対策については、正規版の流通と車の両輪である。正規版を公開後、迅速に展開し、日本のみならず海外のファンの視聴機会を創出することが海賊版対策にとって不可欠である。そのためには、個別企業の利害の枠を超えたオールジャパンでの連携も必要である。
- ・音楽分野に関しては、既存の音楽著作権の国際的管理の仕組みを正確に理解するとともに、ライブコンサート、放送番組、音楽配信といった利用形態に応じて留意すべき点を踏まえることで、トラブルを防ぎ円滑な海外展開につながる。
- ・グローバル化とデジタル化が加速度的に進展するなか、集中管理団体の果たす役割はますます重要となっており、国際的な集中管理の仕組みについても、時代の変化に応じた新たな対応を求められていることに留意が必要である。

(2) 海外展開に当たっての著作権上の課題と、その解決のために考えられる方策等

①総論

(課題)

- ・著作権の知識と経験が不可欠であり、海外展開の前段階として国内作品の権利処理をしておくべきである。
- ・現地の文化、時代に合ったローカライズが必要である。

(方策)

- ・プロジェクトの初期段階から法務人材が関与することが重要である。
- ・とりわけ中小のコンテンツ事業者が海外進出の支援を得やすくするための仕組みとして、相談窓口の構築も有効である。

②法務人材¹⁷

(課題)

- ・海外進出の支援を行う専門人材（現地の事業関係者と交渉できる人材、エンタテインメント分野を専門とする弁護士等）が不足している。

¹⁷ 令和3年9月22日第2回国際小委員会資料1-1「コンテンツの海外展開における法的課題～契約と法律の視点から～（唐津真美委員）」参照

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/r03_02/pdf/93396401_01.pdf

(方策)

- ・海外進出の支援を行う専門人材を発掘・育成し、情報を一元化してネットワークを形成するとともに、特に経験の浅い専門人材を対象にした実務的トレーニングの機会を提供することが考えられる。
- ・とりわけ中小のコンテンツ事業者が海外進出の支援を得やすくするための仕組みとして、相談窓口の構築も有効である（再掲）。

③マーケティング

(課題)

- ・海外展開に当たっては、現地の市場分析やマーケティングが不可欠である。そのためには、現地でのネットワークが必要であるところ、有益な現地人材・企業・法律事務所と日本企業を結ぶ取組や、マッチングセミナーといった具体的な取引に繋がる場の設定が重要となってくる。
- ・現地の文化、時代に合ったローカライズが必要である（再掲）。

(方策)

- ・海外に拠点を置き、現地の法制度等の情報を有する JETRO の機能を中小のコンテンツ事業者が活用することも考えられる。
- ・コンテンツの売り切りという考えを止め、マーケティングの実情を理解し、現地でのマネタイズから最終的な波及効果まで体系立てて理解した上で進めるべきである。

④個人クリエイター

(課題)

- ・個人クリエイターは、海外展開に当たって著作権に関する知識が不足していたために、適正な使用料を徴取できない場合や、コンテンツが侵害されていても対処法が取れないという例も発生している。

(方策)

- ・海外展開を促進させるため、権利処理を簡便化する観点から、特に個人クリエイターについては、集中管理団体を活用することは有効である。クリエイター、権利者、利用者の集中管理の仕組みに対する正しい理解を促すため、普及啓発することが求められる。
- ・個人クリエイターが正しい知識が得られる機会を提供することが重要であり、まずは、著作権や海賊版対策等についての的確な情報発信を行うことが必要である。

⑤翻訳

(課題)

- ・日本のコンテンツの海外展開に際し、海外の仲介事業者が日本語を解さないことが障壁となることが多い。

(方策)

- ・通訳や専門文書の翻訳を含めた交渉のサポートが重要である。また、出版物等について下訳（事務局注：翻訳する際に原稿の草案としてつける大まかな訳）の支援があると、海外展開の第一歩を踏み出しやすくなる。

表3：我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について 著作権分科会中間まとめ（令和3年12月）

1 | 海外展開の戦略を立てる際の留意点

- ▶ キーワードは、**グローバル**と**デジタル**。専門性を有する人材がチームとなり、ビジネスを展開することが重要。
- ▶ **一般消費者（ファン）へ作品を届けることを念頭においた戦略**が重要。マンガ、アニメから派生するゲーム、グッズ等の二次展開で作品の魅力を多面的に広げる。
- ▶ **プラットフォームとの連携**が益々重要。取引条件の公平感、権利者が権利者としての権利を主張できる関係の確保を意識。
- ▶ 個人クリエイターは、既存の概念を大きく超え、収益化の手法の多様化や二次創作を活用した収益化により、目覚ましく活躍。
- ▶ 海賊版対策は、**正規版の流通と車の両輪**。
- ▶ 音楽分野に関しては、既存の音楽著作権の国際的管理の仕組みを正確に理解することで、円滑な海外展開につながる。

2 | 著作権上の課題と考えられる方策等

	課題等	考えられる方策等
総論	・著作権の知識と経験が不可欠。海外展開の前段階として権利処理をしておくべき ・現地の文化、時代に合ったローカライズが必要	・プロジェクトの初期段階から法務人材が関与する仕組みの構築 ・海外進出をサポートする「相談窓口」の構築
法務人材	・海外進出の支援を行う専門人材が不足している（例えば、現地の事業関係者と交渉できる人材、エンタテインメント分野を専門とする弁護士等）	・専門人材を発掘・育成し、情報を一元化してネットワークを形成 ・経験の浅い専門人材を対象にした実務的トレーニングの機会提供 ・海外進出をサポートする「相談窓口」の構築〔再掲〕
マーケティング	・現地のマーケティングが不可欠。そのためにも現地のネットワークが必要 ・有益な現地人材・企業・法律事務所と日本企業を結び取組や、マッチングセミナー等、具体的な取引につながる場の設定が重要 ・現地の文化、時代に合ったローカライズが必要〔再掲〕	・JETROの機能を中小のコンテンツ事業者が活用することを検討 ・売り切りという考えを止め、マーケティングの実情を理解し、現地でのマネタイズから最終的な波及効果まで体系立てて理解した上で進めるべき
UGC	・海外展開に当たって著作権に関する知識が不足していたために、適正な使用料を徴収できない場合や、コンテンツ侵害に対して未対処の例がある	・集中管理団体についての正しい理解を促すための普及啓発 ・著作権や海賊版対策等についての的確な情報発信
翻訳	・日本の活字物の海外展開に際し、日本語が障壁となることが多い	・専門文書の翻訳サポート

出典：事務局作成

3-2. 文化庁・関係団体の取組

- 著作物が、正当な対価を得て国内外で展開されることは、我が国の文化振興はもとより、海賊版対策の観点からも重要である。令和3年度は、世界最大の市場規模である中国に焦点を絞り、コンテンツの海外展開の際に実務上必要となる契約等の知見をまとめたハンドブック「日本コンテンツの海外展開に関する調査報告書―中国編―」¹⁸を作成した。同ハンドブックは、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」に掲載し、周知に取り組んでいる。
- 同報告書では、日本コンテンツを中国へビジネス展開する際に必要となる法的・実務的なノウハウを、コンテンツ分野ごとに、詳細にまとめている。具体的な構成としては、I. の総論において、中国コンテンツ市場の概況、日中商慣習の概説、中国コンテンツ市場の規制及び検閲、中国著作権法改正の動向を紹介している。また、II. の各論で、アニメ、映画、動画配信、出版、ゲーム、音楽等のコンテンツ分野毎に、市場概況、商流及び主要事業者、規制及び検閲、その他業界トピックや日本企業が学ぶべき事を詳説している。III. では、中国における契約締結時の留意点及び雛形例を詳説し、IV. では、中国で事業展開している日本のコンテンツ事業者 11 社の有識者へのヒアリングを紹介している。さらに、V. では、総括として、著作権及びその他知的財産権の管理に関する観点を含め、中国展開時での留意点について詳説している。その概要は下記のとおりである。

(商慣習)

- ・中国と日本における商慣習の違いを念頭に置きつつ、重要な論点を一つ一つ協議し明確にすることが必要。

(パートナー選び)

- ・「企業の財務基盤」、「当該ビジネスでの実績」、「信用力」、「事業に対する真剣さ」といった視点から、選定を進めることが重要。

(検閲対応)

- ・主な規制（コンテンツ表現に関する規制とコンテンツ事業者に対する規制）の実態や変動を把握してビジネス戦略を立てることが不可欠。

(契約対応)

- ・中国企業との取引において、後々トラブルを抱え込まないよう入念に交渉し、ポイントを押さえた契約書を作成することが重要。

¹⁸ 文化庁「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/handbook.html>

(海賊版対応)

- ・無許諾の映像や音楽コンテンツの配信、商標権や著作権の冒認出願等が横行しており、被害の実態や変化に臨機応変に対応することが必要。

- また、コンテンツ産業の持続的発展に向けて、海外市場の開拓に際し、コンテンツ制作・流通に関わる各プレイヤーが、契約を通じて適切な対価を確保していくことが重要である。このため、令和3年度に、海外展開を目指す中小規模のコンテンツ事業者を読者として想定し、著作権やライセンス契約に関する基礎知識、分野毎の海外展開事例、海外展開に関して受けられる支援についてまとめた「コンテンツの海外展開事例集～ライセンス契約上のポイントを中心に～」を作成した。海外展開事例については、コンテンツ産業の代表的な分野であるキャラクター、アニメ、マンガ、ゲーム、ドラマ・実写映画、音楽、そして個人クリエイターの7分野について紹介しており、いずれの分野においても、多メディアでの展開を見据えた権利者からの包括的な許諾取得、ライセンス許諾形態（独占／非独占）の使い分け、ライセンス許諾期間の設定等、様々な工夫が見られた。

なお、同事例集¹⁹は、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」に掲載し、周知に取り組んでいる。

- 海賊版対策と正規版流通は両輪で取り組むべき課題との認識のもと、海賊版取締りの実効性を高めながら、正規版の流通促進を強化する目的の下、令和4年度に、東南アジアの3か国（シンガポール、タイ、フィリピン）の政府及び事業者の知財関係者を対象としたトレーニングセミナーを実施した。セミナーでは、各国とも新型コロナウイルス感染症の流行などの影響を受け、著作権侵害が増加している状況が確認されるとともに、それぞれの国における著作権に関する法制度や最新の海賊版対策の情報について共有された。例えば、タイでは、権利者だけではなく利用者に向けて海賊版対策に関する情報発信を行っており、また、フィリピンでは、海賊版の急増に対応したキャンペーンを強化している。さらにシンガポールでは、海賊版対策については、法律対策だけではなく、教育的な側面にも注力していることについて発表があった。

加えて、海外展開に当たっては、相手国の著作権登録等の法制度を踏まえること、効率的・効果的にローカライズを進めることについての示唆が得られた。今後は、よりターゲットを絞り、コンテンツ利用者に対する啓蒙活動

¹⁹ 文化庁「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/handbook.html>

を含む形で正規版流通を進め、さらには海賊版対策に同時に取り組むことを継続することの重要性が指摘された。

3－3． 国際機関（WIPO）の取組

- WIPO への信託基金により行うプログラムにおいては、令和3年度よりアジア太平洋地域の途上国を対象に、クリエイティブ産業に資するプログラムとして「コーチングプログラム」を実施している。このプログラムは、各国のクリエイターやクリエイティブ企業が「著作権」を活用し適切な対価還元（収益）を得ることを可能とすることが目的である。ビジネスの発展と成長の手段として、著作権を活用する成功談から実用的な知識と技術を提供するものである。現在までにプログラムは全5回開催され、出版・音楽・美術等の分野をテーマに扱った。

4. 海賊版対策とコンテンツの海外展開の課題と今後の方策

- 著作物の権利侵害に対しては、権利者が権利行使を行うことが基本的な対応ではあるものの、現在の被害状況を踏まえると座視できる状況ではない。文化庁は関係団体等と連携して、より一層海賊版対策の取組を強化するべきである。現在、各関係団体等が海賊版対策の取組を進める中、主な課題と考えられる今後の方策は次のとおりである。
- 日本のコンテンツは海外でも人気があるが、日本の著作権者は、例えば米国の権利者と比較して権利行使をしない傾向があるとの指摘がなされており、このことが結果的に海賊版の被害を拡大させているとの見解がある。一方で、著作権者からは、海賊版対策に関する費用が多額に上る点が課題であり、民事訴訟を経て費用を回収できるケースは一部に過ぎず、権利行使することで費用倒れになる場合が多いことや、損害額の立証負担が多いこと等の懸念があり、それが権利行使を留まらせているとの指摘がある。また、個人クリエイターについては、著作権に関する知識が不足していたために、コンテンツが侵害されても対処ができないという例も発生している。日本のコンテンツ産業は、中小企業や個人クリエイターが担っている部分が多くあり、こうした我が国の状況を考慮して対策を考える必要がある。
- このような状況を踏まえ、文化庁では、令和4年度にインターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイトを公開し、併せて相談窓口を開設した。こうした取組はまだ端緒についたところであり、まずはこれらを通じて侵害の状況などの情報を収集しつつ、収集された最新の状況を踏まえた情報発信を的確に行うことや第22期の法制度小委員会において議論されている損害賠償額の算定方法の見直しに取り組むことによって、権利者による権利行使を促していくなど、より実効性のある権利行使を実現するための取組の充実を図っていくべきである。
- 通信技術等が発達して海賊版問題には国境がなくなっており、諸外国と協働した海賊版対策がますます重要となっている。国外からの侵害行為の場合、国外で製造・発行された侵害品が国内に流入しており、国内で侵害行為の幇助者等を特定・摘発できたとしても、侵害行為が繰り返され、根本的な解決につながらないことが多い。インターネット上の著作権侵害については、ジオブロッキング（地域アクセス制御）を施すことで日本からのアクセスを遮断し、結果的に日本の権利者による侵害の発見を妨げる問題が生じている。また、侵害行為者へ直接的な権利行使を行う場合も、運営者情報の調査や現地における権利行使を行うためには、時間と費用が相当にかかるため、個別

に対応する場合はハードルが高い。さらに、海賊版サイトの運営主体は、多くが海外に拠点を持つ海外の個人や組織であると考えられている。このため、当該国の捜査機関及び海賊版サイトへのサービス提供事業者等への働きかけが重要となってくる。

文化庁では、アジア地域の国々を中心に、これまで国際連携の取組を長年にわたり進めてきており、海賊版対策についても一定の成果を上げてきた。今後は、こうした実績を生かしながら、諸外国の政府との連携を拡充させるための新たな関係構築を進めることが求められる。国際連携を強化するための関連事業を実施するに当たっては、変化する海賊版問題の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある国・地域をあらかじめ決めておくことなど、WIPO等の国際機関の枠組みを活用しながら、より効果的に事業を実施するべきである。

- 海賊版対策の充実と併せて、車の両輪となる正規版流通の促進も欠かせない。国内外の海賊版ユーザーの意識変容、海外の漫画ファンを正規版へ誘導するためにも、正規版の充実は引き続き取り組んでいく必要がある。文化庁においては、具体的には、侵害対策と正規版の流通促進強化の両面を目的としたセミナーの実施などを通じ、普及啓発に取り組むとともに、関係省庁と連携して、適切な支援を行っていくことが期待される。
- また、海賊版被害を少なくし、正規版流通を促進するためには、利用者一人一人が海賊版を利用しないこと、あるいは「海賊版利用を許さない」意識や社会の醸成が有効な手段の一つとなる。デジタル化、ネットワーク化の進展と高機能端末の普及の影響で、著作権侵害といった犯罪がより身近になる中、国内外の特に若年層に対して、わかりやすく著作権保護に対する知識と理解を深められる普及啓発活動を、官民連携して進めていく必要がある。特に国外における普及啓発活動は、重点的に取り組む必要のある国・地域において、当該国の政府と連携した取組を検討し、継続的に実施する必要がある。さらに、国内の若年層に対しては、学校教育段階において、海賊版の仕組みや被害について学べるよう、海賊版の問題に特化した教材を作成することも効果的であることから、令和4年度に作成中の教材について、今後も充実を図っていくことが求められる。なお、教材開発に当たっては、他の国内向け普及啓発の取組とも連携して進めるべきである。
- 海賊版の被害は、日々変化してきており、継続した取組が不可欠である。今後とも対策の取組状況や変化する被害状況を踏まえつつ、必要な検討を的確に行っていく必要がある。

5. その他の著作権保護に向けた国際的な課題への対応について

「放送条約の検討に関するワーキングチーム」（以下「本 WT」という。）を設置し、WIPO の著作権等常設委員会（SCCR）において議論されている放送条約への対応の在り方について検討を行った。令和 4 年 12 月 26 日に開催された本 WT での検討状況は次のとおりである。

- 事務局から放送条約の議論の動向と今後の予定、令和 4 年 5 月開催の第 42 回 SCCR 会合において示された新たな議長テキスト、当該テキストに対して日本が SCCR 事務局に提出したコメントについて説明を行い、その後、これらの説明事項について質疑応答が行われた。
- 続いて、当該テキストが、今後の修正の余地が大きい流動的な状態であることを踏まえて、「保護対象」及び「与えられる権利」といった基本的な事項について、我が国としてどのような方針がとり得るか議論し、検討を行った。
- 今後、本 WT では、国内外の放送に関する実態・動向の分析を行いつつ、引き続き放送条約における「保護対象」及び「与えられる権利」への対応を中心に、WIPO での議論の進展に応じて我が国の対応の在り方の検討を進めていく予定である。

また、令和 4 年度の調査研究事業として実施している「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査」について、委託先の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングから発表が行われた。

今後も、我が国の政策の在り方に関する検討の基礎とするため、引き続き諸外国の動向について情報収集を行っていく。

第21期 文化審議会 著作権分科会 委員名簿

(令和3年7月19日現在)

	いのうえ 井上	ゆりこ 由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
	いむら 井村	ひさと 寿人	一般社団法人日本書籍出版協会副理事長
	おおぶち 大渕	てつや 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	かちよう 華頂	なおたか 尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	かわしま 河島	のぶこ 伸子	同志社大学経済学部教授、東京大学未来ビジョン研究センター客員教授
	こうの 河野	やすこ 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	すえよし 末吉	わたる 亙	弁護士
○	すずき 鈴木	まさぶみ 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	そりた 返田	れいこ 玲子	公益社団法人日本図書館協会、調布市立図書館調査支援係主任
	たむら 田村	よしゆき 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◎	ちやえん 茶園	しげき 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	なかざわ 中沢	けい けい	公益社団法人日本文藝家協会常務理事
	にへい 仁平	あつひろ 淳宏	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
	はた 畑	よういちろう 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会常務理事・事務局長
	ひろいし 広石	みほこ 美帆子	日本放送協会知財センター著作権・契約部長
	まえだ 前田	てつお 哲男	弁護士
	まえだ 前田	ゆうこ 優子	一般社団法人日本民間放送連盟番組・著作権部副部長
	まるやま 丸山	ひでみ ひでみ	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事・同実演家著作隣接権センター運営委員
	みや 宮	いつき いつき	一般社団法人日本美術家連盟理事、多摩美術大学美術学部絵画科日本画専攻教授、日本画家(創画会会員)
	みやじま 宮島	かずみ 香澄	日本テレビ報道局解説委員
	もとぎ 本木	かつひで 克英	協同組合日本映画監督協会専務理事、映画監督
	もりた 森田	ひろき 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	やまさき 山崎	とし 敏	一般社団法人日本映像ソフト協会理事、東宝東和株式会社代表取締役社長
	やました 山下	としなが 敏永	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
	よしむら 吉村	たかし 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長
	わだ 和田	やすたか 康孝	ネットワーク音楽著作権連絡協議会特別顧問、一般社団法人全国カラオケ事業者協会著作権担当顧問
	わたなべ 渡辺	としゆき 俊幸	作曲家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事、一般社団法人日本作編曲家協会常任理事

※◎は分科会長、○は分科会長代理

(以上 27名)

第21期 文化審議会 著作権分科会 国際小委員会 委員名簿
(令和3年8月18日現在)

いけが い	な お と	
生貝	直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
い と う	あ つ し	
伊東	敦	一般社団法人 ABJ 広報部会長兼法務部会長、株式会社集英社編集総務部
い な ば	と も こ	
井奈波	朋子	弁護士
いまむら	て つ や	
今村	哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
おくむら	こう じ	
奥邨	弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
からつ	ま み	
唐津	真美	弁護士
ご と う	た け ろ う	
後藤	健郎	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事
ご と う	ひ で き	
後藤	秀樹	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントコーポレート SVP
す こ	ま な み	
須子	真奈美	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
す ず き	まさふみ	
鈴木	將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
ちやえん	し げ き	
茶園	成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
つかさき	た か ゆ き	
墳崎	隆之	弁護士
つかもと	すすむ	
塚本	進	株式会社メディアドゥ執行役員 CPSO
もりした	み か	
森下	美香	特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO 統括部長
わたなべ	え り こ	
渡邊	恵理子	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授

※◎は主査、○主査代理

(以上 15名)

第22期 文化審議会 著作権分科会 委員名簿

(令和4年7月6日現在)

○	壹貫田 剛史	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事
	井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
	上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
	河島 伸子	同志社大学経済学部教授
	喜入 冬子	一般社団法人日本書籍出版協会理事、株式会社筑摩書房代表取締役社長
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	椎原 綾子	公益社団法人日本図書館協会著作権委員会委員
	末吉 互	弁護士
	田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
◎	手塚 治	一般社団法人日本映画製作者連盟理事、東映株式会社代表取締役社長
	中川 達也	弁護士
	中沢 けい	公益社団法人日本文藝家協会常務理事
	仁平 淳宏	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
	畑 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会専務理事
	広石 美帆子	日本放送協会知財センター著作権・契約部長
	福井 明	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
	前田 優子	一般社団法人日本民間放送連盟番組・著作権部副部長
	丸山 ひでみ	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事・同実演家著作隣接権センター運営委員
	宮 いつき	一般社団法人日本美術家連盟理事、多摩美術大学美術学部絵画科日本画専攻教授、日本画家(創画会会員)
	宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
	山崎 敏	一般社団法人日本映像ソフト協会理事、東宝東和株式会社代表取締役社長
	横山 美夏	京都大学大学院法学研究科教授
	吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所事務局長
	和田 成史	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
	和田 康孝	ネットワーク音楽著作権連絡協議会特別顧問、一般社団法人全国カラオケ事業者協会著作権担当顧問
	渡辺 俊幸	一般社団法人日本音楽著作権協会理事、洗足学園音楽大学客員教授

※◎は分科会長、○は分科会長代理

(以上 27名)

第22期 文化審議会 著作権分科会 国際小委員会 委員名簿
(令和4年8月23日現在)

	いけが い 生貝	な お と 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
	い と う 伊東	あ つ し 敦	一般社団法人 ABJ 広報部会長兼法務部会長、株式会社集英社編集総務部
	い な ば 井奈波	と も こ 朋子	弁護士
	い ま む ら 今村	て つ や 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
◎	う え の 上野	た つ ひ ろ 達弘	早稲田大学法学学術院教授
	か ら つ 唐津	ま み 真美	弁護士
	ご と う 後藤	ひ で き 秀樹	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントコーポレート SVP
	す こ 須子	ま な み 真奈美	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
○	ちや え ん 茶園	し げ き 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	つか さ き 墳崎	た か ゆ き 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構知的財産保護センター長、弁護士
	ふ ち 渕	ま い こ 麻依子	神奈川大学法学部准教授
	も り し た 森下	み か 美香	特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO 統括部長
	わ だ 和田	し げ ふ み 成史	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
	わた な べ 渡邊	え り こ 恵理子	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授

※◎は主査、○主査代理

(以上 14名)

第21期 文化審議会 著作権分科会 国際小委員会 審議経過及び発表者一覧

第1回 令和3年8月18日（水）

- （1）主査の選任等について【非公開】
- （2）第21期国際小委員会における検討の方針について
- （3）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

発表者

- ・ 後藤 秀樹 委員
- ・ 塚本 進 委員
- ・ 森下 美香 委員

- （4）その他

第2回 令和3年9月22日（水）

- （1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

発表者

- ・ 唐津 真美 委員
- ・ 信谷 和重 氏（独立行政法人 日本貿易振興機構 副理事長）
- ・ 分部 悠介 氏（IP FORWARD 株式会社 CEO）

- （2）その他

第3回 令和3年11月17日（水）

- （1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

発表者

- ・ 須子 真奈美 委員
- ・ 仁平 淳宏 氏（一般社団法人 日本ネットクリエイター協会 専務理事）
- ・ 千賀 篤史 氏（PwC コンサルティング合同会社 マネージャー）

- （2）その他

第4回 令和4年1月25日（火）

- （1）国境を越えた海賊行為に対する対応への在り方について

発表者

- ・ 塩原 誠志氏（内閣府知的財産戦略推進事務局参事官）
- ・ 渡邊 恵理子 委員
- ・ 後藤 健郎 委員
- ・ 伊東 敦 委員

（２）その他

第５回 令和４年２月２１日（月）

（１）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について

発表者

- ・ 分部 悠介 氏（IP FORWARD 株式会社 CEO）
- ・ 中川 文憲 氏（一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 事務局長）
- ・ 末永 昌樹 氏（一般社団法人 日本レコード協会著作権保護・促進センター センター長）

（２）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

（３）その他

第22期 文化審議会 著作権分科会 国際小委員会 審議経過及び発表者一覧

第1回 令和4年8月23日（火）

- （1）主査の選任等について【非公開】
- （2）第22期国際小委員会における検討の方針及びワーキングチームの設置について
- （3）WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- （4）今年度実施している調査研究について

発表者

- ・ 萩原 理史 氏（三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）

- （5）その他

第2回 令和4年11月21日（月）

- （1）国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

発表者

- ・ 渡邊 恵理子 委員
- ・ 伊東 英昭 氏（一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 侵害対策機構 マネージャ）
- ・ 伊東 敦 委員

- （2）その他

第3回 令和5年1月13日（金）

- （1）国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

発表者

- ・ 墳崎 隆之 委員
- ・ 森下 美香 委員

- （2）今年度実施している調査研究について

発表者

- ・ 萩原 理史 氏（三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）

- （3）放送条約の検討に関するワーキングチームの報告について
- （4）文化審議会著作権分科会国際小委員会 報告書（案）について
- （5）その他